

ID: 195

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定工事業者証の再交付		
例規名 根拠条項	大河原町指定給水装置工事事業者規程 第5条第4項		
例規番号	令和2年企業管理規程第6号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>(指定工事業者証の交付)</p> <p>第5条 管理者は、第3条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に大河原町指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第7条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第8条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日